

公益充実資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条及び同施行規則第23条に基づき、公益社団法人沖縄県地域振興協会における公益充実資金(公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として積み立てる資金)について、所定の事項を公表します。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益目的事業の収入及び費用)

第14条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用(当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。)に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

(中期的収支均衡)

第15条 法第14条に規定する内閣府令で定める期間(以下「中期均衡期間」という。)は5年間とし、同条の規定により、公益法人が公益目的事業を行うに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡(以下「中期的収支均衡」という。)については、この款に定めるところによる。

(公益充実資金)

第23条 公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。)についての法第14条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良(以下「公益充実活動等」という。)に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。
- 二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。
 - イ 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - ロ 当該事業年度の末日における積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。)及びその算定根拠
 - ハ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - ニ 当該事業年度の末日における公益充実資金の額

- ホ 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項
- 三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。
- 四 当該事業年度の末日における公益充実資金の額が第2号口の積立限度額以下であること。
- 五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。
- 2 公益充実資金(この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。)を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
- 一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- 二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額
- 3 前項第2号の場合にあつては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

公益充実資金の保有及び取崩し計画

1. 公益充実活動等の内容及び実施時期

資金の名称	①学力対策資金積立金(令和3年度積立て)
活動の内容	地域が運営する学習支援や、検定料の一部補助等、地域における児童・生徒(小中学生)の学力を直接向上させるための活動に要する助成を行う
実施(取崩し)予定期間	2022年4月(令和4年度)～2027年3月(令和8年度)

資金の名称	②組織基盤安定化資金積立金(令和4年度・5年度積立て)
活動の内容	ア. 協会DX推進活動・・・電子申請システム構築及びデータベース機能整備等、業務のDX化を推進 イ. 新規事業・既存事業拡大・・・新規事業や既存事業拡大の為の資金 ウ. 50周年記念事業活動・・・R13年度に協会設立50周年を迎えるにあたり、記念事業活動を実施
実施(取崩し)予定期間	2024年4月(令和6年度)～2034年3月(令和15年度)

資金の名称	③地域振興公益事業充実資金(令和7年度積立て)
活動の内容	市町村等振興助成事業(既存事業)の新規・拡充
実施(取崩し)予定期間	2029年4月(令和11年度)～2035年3月(令和16年度)

2. 積立限度額(所要額)とその算定根拠

①学力対策資金積立金

【算定方法】

4,000万円・・・2,300万×0.35÷800万×5年

地域学力向上支援事業(既存事業)の助成額は平均2,300万円であり、毎年35%を積立金から5年間補充していく計画

②組織基盤安定化資金積立金

【算定方法】

ア. 協会DX推進活動

1,500万円・・・開発費750万、整備費750万

イ. 新規事業・既存事業拡大

5,500万円・・・専任職員(人件費)400万+助成金700万=1,100万 ×5年

7,500万円・・・専任職員(人件費)400万+助成金700万=1,100万 ×6年、助成金900万円×1年

ウ. 50周年記念事業活動

500万円・・・非常勤職員(人件費)125万×2年、50周年事業費250万

合計(ア+イ+ウ)1億5千万円

↓
(令和7年度に一部計画変更)

ア. 協会DX推進活動の計画中止により1,200万円を、イ. 新規事業・既存事業拡大に移行
(当初資金1,500万円のうち300万円は令和6年度に取り崩し済の為、残金1,200万円)

1,200万円・・・助成金600万×2年

③地域振興公益事業充実資金

【算定方法】

1億2,000万円・・・助成金50万×45団体(市町村・広域市町村圏事務組合)=2,250万 ×5年、助成金750万×1年

3. 当該事業年度(令和7年度)の積立額及び取崩額

資金の名称	前事業年度末残高	令和7年度積立額	令和7年度取崩額	資金残額	積立限度額
①学力対策資金積立金	22,000,000円			22,000,000円	22,000,000円
②組織基盤安定化資金積立金	147,000,000円			147,000,000円	147,000,000円
③地域振興公益事業充実資金		120,000,000円		120,000,000円	120,000,000円
	169,000,000円	120,000,000円		289,000,000円	289,000,000円

4. 前事業年度(令和6年度)末の状況

資金の名称	積立額	取崩累計額	資金残額	積立限度額
①学力対策資金積立金	40,000,000円	18,000,000円	22,000,000円	22,000,000円
②組織基盤安定化資金積立金	150,000,000円	3,000,000円	147,000,000円	147,000,000円
	190,000,000円	21,000,000円	169,000,000円	169,000,000円